



うるま市役所 不動産公売広報誌

【 入札期間 】 令和7年10月29日(水)

～令和7年10月31日(金)

【 開札日時 】 令和7年11月6日(木)午前10時30分

【 開札の場所 】 うるま市役所 本庁舎東棟 2階 第1会議室

◆公売物件のお問い合わせ先◆

納税課 滞納整理第1係

TEL:098-973-1099

FAX:098-973-5120

※この公売広報誌は、本誌発効日現在のものです。

※最新情報は、窓口や電話により確認してください。

目 次

I 公売日時及び場所等	1
II 公売手続きの流れ	2
III 入札参加の心得	3
IV 公売のしおり	4
V 記 載 例	9
VI 公売財産一覧	22

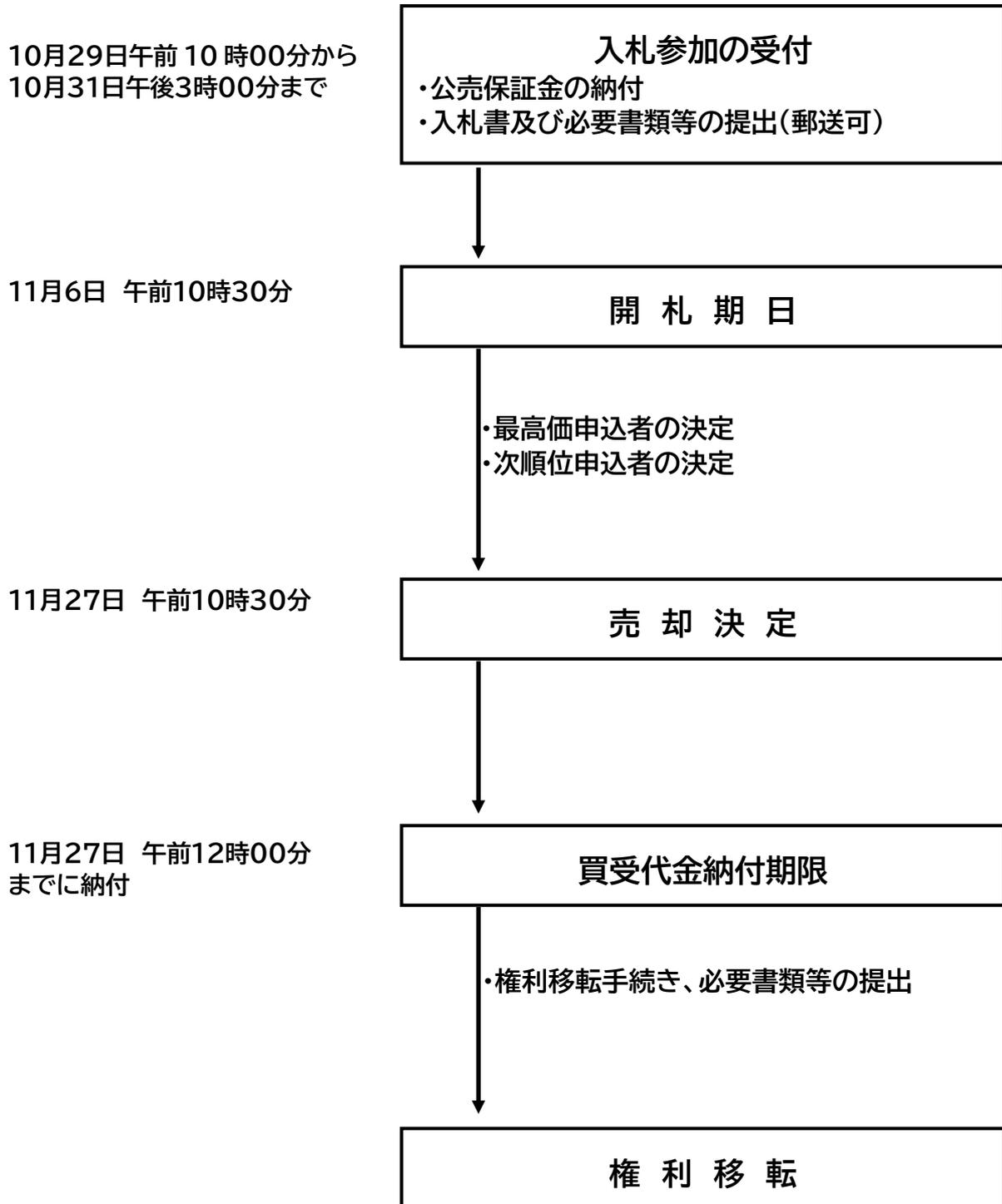
不動産公売のご案内

■入札及び開札の日時／売却決定日時及び買受代金納付期限等

公売の方法	期間入札
入札開始日	令和7年10月29日(水)午前10時00分
入札締切日	令和7年10月31日(金)午後3時00分
入札の場所(送付先)	〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所 本庁舎東棟 1階 納税課 TEL 098-973-1099
開札の日時	令和7年11月6日(木) 午前10時30分
開札の場所	うるま市役所 本庁舎東棟 2階 第1会議室
売却決定の日時	令和7年11月27日(木)午前10時30分
買受代金の納付期限	令和7年11月27日(木)午前12時00分

※売却決定までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合又は次順位買受申込者に売却決定する場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

公売手続きの流れ



入札参加の心得

各財産の留意事項等

公売は、現況有姿により行うものであるため、次の留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。また、入札の手続き等については、本誌の「公売のしおり(P4～7)」をご覧ください。

1. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。現況と異なる場合は、現況を優先します。そのため、あらかじめその現況(物件の状態等)及び関係公簿等をご自身で確認の上、入札してください。
2. うるま市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。
3. うるま市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は不動産の占有者に対して明渡しを求める場合や、建物等の不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。
4. 公売財産にかかわる建ぺい率、容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載していません。
5. 土地の境界の確定については隣地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
6. 土壌汚染やアスベスト、シロアリ被害等の専門的な調査は行っていません。そのような調査が行われている場合は各財産の特記事項に調査の内容等の記載があります。
7. 法令等の規定により入札等の手続きが停止(換価制限)となる場合があります。
8. 落札後の権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書等の郵送料等)は、買受人の負担となります。

公売のしおり

1. 公売参加資格

公売は、原則として定められた公売保証金を提供すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売に参加することができません。

1. 滞納者及びうるま市長から公売会場へ入場、入札等制限されている者(国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者並びに同法第99条各号に規定する者(暴力団員等))は、公売に参加することはできません。
2. 入札する場合には、国税徴収法第99条の2各号に規定する者(暴力団員等)でないことについて、陳述書を提出してください。
3. 代理人が入札する場合には、本人の委任状及び陳述書を提出してください。
4. 参加する予定の公売財産が農地の場合には、「買受適格証明書」が必要となります。
5. 公売参加者(代理人)の身分証明書を確認させていただくことがあります。

2. 入札

1. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものにおいては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。
2. 入札期間は、**令和7年10月29日(水)午前10時00分～令和7年10月31日(金)午後3時00分**とします。なお、入札期間を経過した後に提出された(到着した)入札書は無効となりますので、郵送による入札書の提出については入札期間内に到着するようにしてください。
3. 入札をしようとする公売財産について、公売保証金の提供が必要な場合には入札書の提出(郵送)前に公売保証金を提供しなければならないため、必ず確認を行ってください。公売保証金の手続きが必要な場合は次のとおり手続きをしてください。(公売保証金の提供が不要な場合は、手続きは不要です)
 - ① 公売保証金の金額を、指定した口座に振り込む方法
・売却区分ごとに公売保証金を振り込んでください。
・詳細は15ページの注意事項をご確認ください。
 - ② うるま市役所本庁舎銀行窓口で現金または小切手で直接納付する方法
・小切手で納付する場合には、事前に説明がありますので、必ずご連絡ください。
4. 売却決定された場合の公売保証金の買受代金への充当、または落札できなかった場合等、公売保証金に返還事由が生じた場合の振り込み口座について、**公売保証金通知書(払渡請求書兼充当申出書)**に必要事項を記載し提出(郵送)してください。
5. 入札に当たっては、①入札書、②公売保証金通知書(払渡請求書兼充当申出書)、③陳述書類必要書類等、④入札書提出用封筒の提出が必要です。必要書類等は、うるま市役所納税課にて準備しております。
なお、上記①～④以外に、入札者が法人の場合は**商業登記簿に係る登記事項証明書等**、公売財産が農地の場合は**買受適格証明書(原本)**、代理人が入札する場合には、**本人の委任状**、共同で入札する場合には、**共同入札代表者を定め、共同入札代表者の届出書**の提出も必要です。
6. 入札書は、字体を鮮明にボールペン又はインクで記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新たな入札書を使用してください。
なお、入札書には、住民登録上の住所及び氏名(法人の場合は商業登記簿上の所在地及び商号)を記載してください。
7. 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出した場合は、その入札書はいずれも無効となります。また、一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更、または取り消しをすることはできません。
8. 入札書は、**入札書提出用封筒**に入れてください。封筒には、売却区分番号を記載してください。
なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は、一売却区分のみです。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとの入札書提出用封筒が必要となり、必要書類を売却区分ごとにク

リップ等で区分できるようにしてください。

9. 入札書を郵送にて提出する場合は、入札書提出用封筒よりサイズの大きい封筒に、入札書提出用封筒及び必要書類等を同封してください。郵送の方法については、配達記録が確認できる方法（書留、簡易書留、特定記録等）で郵送してください。
なお、入札書を郵送にて提出する場で受領証を希望される方は、公売保証金通知書（払渡請求書兼充当申出書）の「受領証を希望する・しない」に丸囲みをしてください。

3. 陳述書類必要書類の提出について

1. 入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。
2. 代理人が入札する場合には、本人の陳述書が必要となります。また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の陳述書が必要となります。
3. 自己の計算において入札の申出をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」が必要となります。
4. 陳述書必要書類の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。
5. 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
6. 入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。

4. 開札日及び開札の方法

開札は、令和7年11月6日（木）午前10時30分に行います。

開札は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないとき、あるいは開札の立ち会いを希望しないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5. 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札金額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である者に対して行います。

なお、公売財産が不動産等の場合には、最高価申込者の氏名その他の事項を公告します。

6. 次順位買受申込者の決定

最高入札価額に次ぐ高い価額の入札者で国税徴収法第104条の2の規定に該当する者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行いますので、次順位による買受けの申込みを希望する場合は、必ず開札場所にお越しください。 なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、くじで決定します。

7. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を期間入札の方法で行います。

追加入札の入札期間は令和7年11月7日（金）午前10時00分から令和7年11月10日（月）午後3時00分までとし、開札日時は令和7年11月14日（金）午前10時30分とします。入札・開札場所は共にうるま市役所本庁舎東棟2階第1会議室で行います。

- ① 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- ② 追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。
- ③ 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、または追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

8. 最高価申込者への通知

最高価申込者の決定後、最高価申込者へ「不動産等の最高価申込者決定通知書」を交付(郵送)します。

9. 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が提供した公売保証金は、「公売保証金通知書(払渡請求書兼充当申出書)」に記載された金融機関に振り込みにより返還します。

ただし、次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、同様の方法で振り込みにより返還します。

10. 売却決定

売却決定は、公売広告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

なお、追加入札にかかる売却決定日時は令和7年12月5日(金)午前10時00分とし、買受代金納付期限は令和7年12月5日(金)午前12時00分とします。

11. 買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売広告に記載した納付期限までに、買受代金(公売保証金の充当申出書を提出したものについては、買受代金から提供した公売保証金を差引いた金額)を、公売保証金の提供と同様の方法(P4の2入札を参照)で手続きをしてください。

12. 権利移転の時期

公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

- ① 農地等については、農業委員会の許可又は届出の受理
- ② その他法令の規定により許可又は登録を有するものは、関係機関の許可又は登録

13. 危険負担移転の時期

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、消失等による損害は、買受人が負担することとなります。

なお、農地等の危険負担移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があったときとなります。

また、うるま市は、公売財産の引き渡しの義務は負いませんので注意してください。

14. 権利移転等の手続きと費用

権利移転等の手続きについては、買受人の請求に基づいて、うるま市長が行います。必要書類等については、買受代金納付後に説明(通知)します。

なお、権利移転等に伴う費用(移転登記の登録免許税、必要書類の郵送料等)は、買受人の負担となります。

15. 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取消します。

1. 売却決定後買受人の買受代金の納付前において、換価財産に係る滞納市税の完納の事実が証明されたとき
2. 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
3. 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

16 買受代金等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行停止があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

17 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売にかかる市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項に定める処分を受けた者が納付した公売保証金は、うるま市に帰属します。

×E